



盛土規制法 よくある Q&A



令和8年2月（第2版）

宮崎県 盛土対策課

目 次

1.盛土規制法に関して	1
Q 1 - 1 規制区域とは何ですか。	1
Q 1 - 2 規制区域はどこで確認できますか。	1
Q 1 - 3 盛土規制法の許可が必要な工事はどのようなものですか。	1
Q 1 - 4 盛土規制法の届出が必要な工事はどのようなものですか。	2
Q 1 - 5 盛土規制法の運用開始時点（令和 7 年 5 月 1 日）で既に存在する盛土等について、手続きや措置等は必要ですか。	2
2.手続き等に関して	2
Q 2 - 1 許可の申請者は誰になりますか。	2
Q 2 - 2 盛土規制法の規定による手続きの要否がわからない場合は、どうすればよいですか。	2
Q 2 - 3 盛土・切土ともに一切無い場合は、事前相談申出書での手続き要否の確認が必要ですか。	2
Q 2 - 4 許可申請の提出先及び事前相談の窓口はどこですか。	3
Q 2 - 5 許可が必要となった場合、手続きの流れはどのようになりますか。	3
Q 2 - 6 申請書等の様式はどこでダウンロードできますか。	3
Q 2 - 7 許可申請等にあって手数料は必要ですか。	4
Q 2 - 8 工事を行う土地所有者の同意は、全員分必要ですか。	4
Q 2 - 9 周辺住民への事前周知の方法はどのようにすればよいですか。	4
Q 2 - 10 盛土規制法に基づく許可をした場合に、その内容を公表するとされていますが、具体的にはどのような内容が公表されるのでしょうか。	4
Q 2 - 11 規制区域の指定時（令和 7 年 5 月 1 日）における届出書（様式第 15・様式第 16）の内容が変更となる場合の手続きは何か必要ですか。	5
3.許可対象行為について	5
Q 3 - 1 一定規模以上の土地の形質の変更や土石の堆積は、土地の用途に関わらず許可が必要ですか。	5
Q 3 - 2 1,000 m ² ある敷地に 20cm～50cm 程度の盛土を行う予定ですが、許可は必要ですか。	5

Q3-3	舗装の厚さは盛土や切土の高さに含まれますか。〔第2版追加〕	5
Q3-4	建築物等を建築・築造する際の掘削及び埋戻しは、規制対象になりますか。	5
Q3-5	建築物等の解体に伴う埋戻しは、規制対象となりますか。	6
Q3-6	窪地を埋め立てる行為については、規制対象になりますか。	6
Q3-7	田畑転換等のために行う盛土や切土は、規制対象になりますか。	6
Q3-8	造成済みの土地の上に工作物（太陽光パネル等）の設置のみを行う場合であっても、盛土規制法の規制対象になりますか。	6
Q3-9	砂利や碎石の堆積も「土石の堆積」に該当しますか。	6
Q3-10	本体工事に伴い、一時的に仮置きするものは、許可の対象になりますか。	6
Q3-11	工場の敷地内において原材料となる土石を堆積する場合、どのようなものが規制対象となりますか。	7
Q3-12	規制区域の指定時（令和7年5月1日）に行われている工事として届出を行った盛土等について、届出内容（面積、高さ、土量など）に変更がある場合には、許可が必要となりますか。	7

4.他法令との関係について 7

Q4-1	盛土規制法の運用開始（令和7年5月1日）以降に開発許可を受ける予定ですが、盛土規制法に関する手続きは必要ですか。	7
Q4-2	みなし許可となった場合、盛土規制法に基づく標識の掲示や中間検査、定期報告は必要となりますか。〔初版修正〕	7
Q4-3	盛土規制法に係る建築確認申請前のチェックはどのようにすればよいですか。〔初版修正〕	8
Q4-4	盛土規制法の許可と建築確認の手続きはどのような流れになりますか。〔第2版追加〕	8
Q4-5	森林法の林地開発許可の手続きと、盛土規制法の手続きのどちらにも該当する場合、どちらの手続きも必要となりますか。〔第2版追加〕	8

5.中間検査・定期報告に関して 9

Q5-1	中間検査や定期報告が必要となる規模はどのようなものですか。	9
Q5-2	中間検査を受検し忘れた場合、完了検査を受検することができないのでしょうか。	9
Q5-3	中間検査を受検すれば、次の工事工程を進めてよいのでしょうか。	9

Q5-4 定期報告はいつの時点から3か月ごとに必要ですか。..... 10

6.完了検査に関して 10

Q6-1 建築目的の造成の場合、盛土規制法の完了検査の申請は建物竣工時になるのでしょうか。10

7.その他..... 10

Q7-1 宮崎県内に造成宅地防災区域を指定している区域はありますか。..... 10

Q7-2 大臣認定擁壁を使用することは可能ですか。[第2版追加] 10

盛土規制法 よくあるQ&A

1. 盛土規制法に関して

Q1-1 規制区域とは何ですか。

A. 盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

宮崎県では、令和7年5月1日に県内ほぼ全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」のいずれかに指定しました。

規制区域の指定後に、一定規模以上の盛土等を行う場合は、許可等の手続きが必要になります。

Q1-2 規制区域はどこで確認できますか。

A. 規制区域は、下記のリンク先の「宮崎県盛土等情報管理システム」のTOP画面左上の「盛土情報（閲覧用）[管内の盛土等情報の閲覧]」からご覧ください。

<http://www.miyazaki.morido-manage-sys.jp/>

Q1-3 盛土規制法の許可が必要な工事はどのようなものですか。

A. 規制区域内で一定規模以上の土地の形質の変更（盛土・切土）や土石の一時的な堆積といった工事が許可の対象となります。

なお、許可を要する工事の規模は以下のとおりです。

【土地の形質の変更（盛土・切土）】例えば：宅地造成のための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）※
イメージ図					

【土石の堆積】例えば：土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの※
イメージ図		

宅地造成等工事規制区域
 特定盛土等規制区域

※「崖」とは、地表面から水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※ 盛土、切土又は土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分が面積の対象規模要件となります。

※○m超の例：1 m超とは、「1 mより大きい」ということなので1 mは含みません。

Q1-4 盛土規制法の届出が必要な工事はどのようなものですか。

A. 届出対象となるものは、「特定盛土等規制区域」内の工事に限られます。

届出の対象は、特定盛土等規制区域内で、宅地造成等工事規制区域の許可を要する規模以上の工事を行う場合、工事着手の30日前までに届出の提出が必要となります。

ただし、特定盛土等規制区域内における許可を要する規模以上の工事の場合は、許可が必要となります。

規制対象の規模については、Q1-3をご確認ください。

Q1-5 盛土規制法の運用開始時点（令和7年5月1日）で既に存在する盛土等について、手続きや措置等は必要ですか。

A. 運用開始時点で既に造成工事を終えている土地については、許可や届出等は不要です。

また、盛土規制法に基づく技術的基準に適合させるための措置等の義務は課せられませんが、既存盛土等に係る土地の保全努力義務が土地所有者に課せられるため（盛土規制法第22条）、災害の恐れが大きいと認められる場合には、改善命令の対象となり得ます。

2. 手続き等に関して

Q2-1 許可の申請者は誰になりますか。

A. 申請者は工事の工事主（工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をする者。（盛土規制法第2条第7号））です。

Q2-2 盛土規制法の規定による手続きの要否がわからない場合は、どうすればよいですか。

A. 盛土規制法による手続きの要否について、事前相談を受け付けております。

事前相談申出書を記入の上、必要な書類を添付してメールにて送付もしくは持参してください。

なお、持参される際は、必ず盛土対策課へ事前の連絡をされてからご来庁ください。（ご連絡がなく来庁された場合は、対応が難しいことがあります。）

事前相談の回答につきましては、手続きの要否が判断できる資料が揃った時点から1週間程度（7開庁日）お時間いただきます。

事前相談申出書の様式と必要な書類につきましては、下記ホームページにて掲載しております。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/morido-taisaku/shigoto/kokyojigyo/20241225152229.html>

Q2-3 盛土・切土ともに一切無い場合は、事前相談申出書での手続き要否の確認が必要ですか。

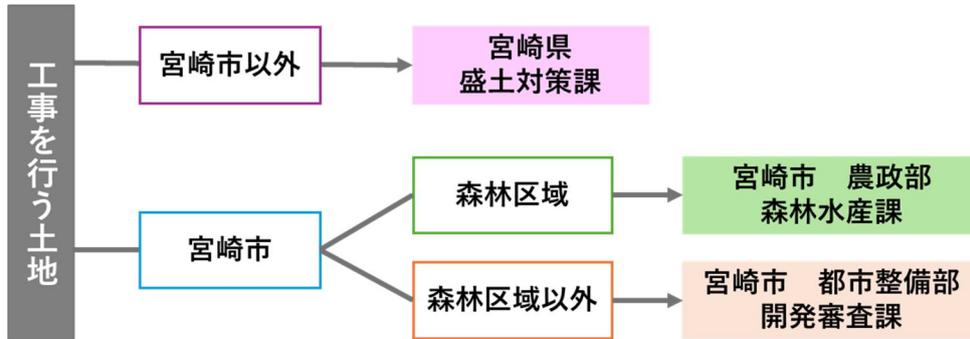
A. 盛土や切土を伴わない場合は、盛土規制法の手続きは必要ありません。

Q2-4 許可申請の提出先及び事前相談の窓口はどこですか。

A. 盛土規制法では、都道府県知事、中核市、政令市の長に許可権限があり、宮崎県内では宮崎県知事、宮崎市長が許可をすることとなります。

工事を行う土地により許可申請書及び届出の提出先が異なるので、ご注意ください。

提出先については、以下のとおりです。※なお、ご相談等についても、それぞれの窓口で対応します。

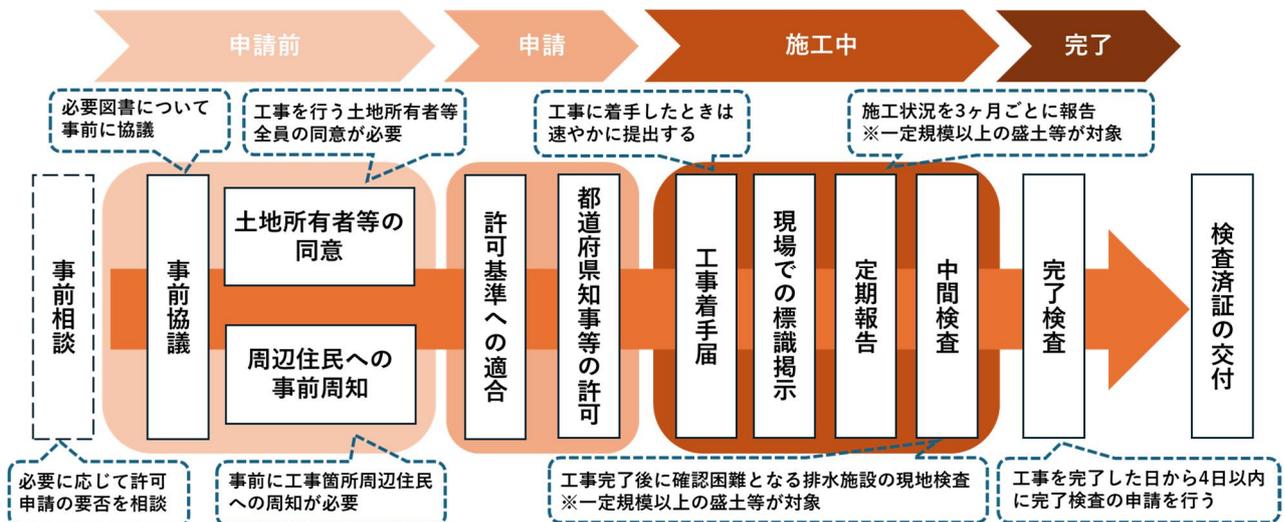


Q2-5 許可が必要となった場合、手続きの流れはどのようになりますか。

A. 主な手続きの流れは、以下のとおりになります。

まずは、許可申請に向けて事前協議をお願いします。（※事前協議で来庁される場合は、あらかじめ盛土対策課へ事前のご連絡をお願いします。）

また、本申請の受付から当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は、30日（土石の堆積については、14日）となります。



Q2-6 申請書等の様式はどこでダウンロードできますか。

A. 申請等に必要な様式及び添付書類については、下記ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/morido-taisaku/shigoto/kokyojigyo/20250205143301.html>

Q2-7 許可申請等にあって手数料は必要ですか。

A. 「宮崎県使用料及び手数料条例」に基づき、許可申請、変更許可申請、中間検査申請を行う際に手数料が必要になります。

手数料の額については、「許可申請の手引き【事務手続き編】」の4.8項もしくは、下記ホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/morido-taisaku/shigoto/kokyojigyo/20250409124336.html>

Q2-8 工事を行う土地所有者の同意は、全員分必要ですか。

A. 工事を行う土地の所有者全員の同意が必要です。

また、所有者のほか、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又は使用収益権を有する者の全ての同意を得ることが必要となります。

Q2-9 周辺住民への事前周知の方法はどのようにすればよいですか。

A. 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）において高さ15mを超える盛土を行う場合には、（1）の説明会の開催は必須となります。

その他の土地で盛土等を行う場合には、以下の（1）～（3）から周知方法を選択することができます。

（1）宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること。

（2）宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること。

（3）宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

※周知を行う範囲の考え方は、「許可申請の手引き【事務手続き編】」の4項の表4.3をご確認ください。

Q2-10 盛土規制法に基づく許可をした場合に、その内容を公表するとされていますが、具体的にはどのような内容が公表されるのでしょうか。

A. 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第4項、第30条第4項に基づき以下の内容を公表します。

- ・工事主の氏名又は名称
- ・工事が施行される土地の所在地
- ・宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・工事の許可年月日及び許可番号
- ・工事施工者の氏名又は名称
- ・工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

Q2-11 規制区域の指定時（令和7年5月1日）における届出書（様式第15・様式第16）の内容が変更となる場合の手続きは何か必要ですか。

A. 宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の第12条により、変更届出書（別記様式第17号）の提出をお願いします。

変更内容によっては、許可の対象となる可能性があります。（Q3-11 参照）

3. 許可対象行為について

Q3-1 一定規模以上の土地の形質の変更や土石の堆積は、土地の用途に関わらず許可が必要ですか。

A. 宅地だけでなく、農地・採草放牧地、森林等における工事について許可が必要となりますが、法令に定められた「公共の用に供する施設」については、許可を要しません。

なお、許可を要しない工事の詳細は、「許可申請の手引き【事務手続き編】」の1.3項をご確認ください。

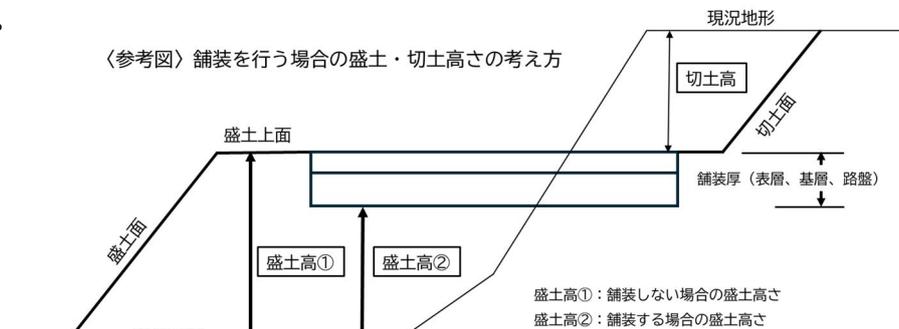
Q3-2 1,000㎡ある敷地に20cm～50cm程度の盛土を行う予定ですが、許可は必要ですか。

A. 盛土全体で盛土の厚さが30cmを超える部分と超えない部分がある場合、30cmを超える部分の面積が規制対象規模を超える場合は許可が必要となります。切土についても同様の考えとなります。

Q3-3 舗装の厚さは盛土や切土の高さに含まれますか。〔第2版追加〕

A. アスファルトやコンクリート舗装において、舗装構成として必要な表層・基層、路盤は、許可の対象となる盛土高さに含まないものとして取り扱います。ただし、擁壁等の構造計算や盛土の安定計算にあたっては、舗装構成部分の荷重も考慮する必要があります。また、切土面に舗装する場合は、舗装表面までの切り取り高さを切土の高さとして取り扱います。

なお、砂利舗装については、流出等のおそれがあることから、土砂と同様に盛土高さに含むこととして取り扱います。



Q3-4 建築物等を建築・築造する際の掘削及び埋戻しは、規制対象になりますか。

A. 建築物等の建築・築造に伴う掘削及び埋戻しについては、土地の形質が変更されたものとみなされないため、規制対象外となります。

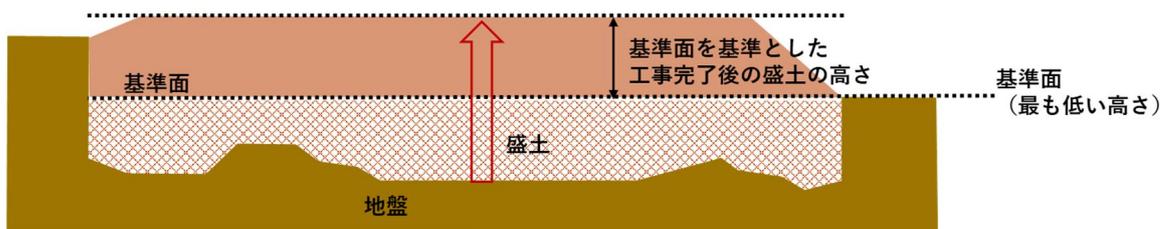
Q3-5 建築物等の解体に伴う埋戻しは、規制対象となりますか。

A. 地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床掘り及び埋戻しは、規制対象外となります。

Q3-6 窪地を埋め立てる行為については、規制対象になりますか。

A. 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い、平坦にする場合については、規制対象外となりますが、四方の高さ以上に盛土を行う場合については、四方の高さを超えた部分で許可対象への該当性を判断します。

なお、窪地の埋め立てとして判断できる部分は、四方の土地の中で最も低い高さまでです。



Q3-7 田畑転換等のために行う盛土や切土は、規制対象になりますか。

A. 土地改良事業以外の田畑転換や農業用施設用地の整備、ほ場の大区画化・均平等、土地の形質の変更に該当すると認められる工事については、法規制の対象となり、許可を要する規模以上で行う場合は、許可が必要になります。

なお、農地の盛土・切土等を行う場合は、あらかじめ各市町村の農業委員会にご相談ください。

Q3-8 造成済みの土地の上に工作物（太陽光パネル等）の設置のみを行う場合であっても、盛土規制法の規制対象になりますか。

A. 新たな造成がなく、盛土・切土を一切行わない場合、盛土規制法の手続きは不要です。

Q3-9 砂利や碎石の堆積も「土石の堆積」に該当しますか。

A. 砂利や碎石を堆積する場合も土石の堆積に含まれます。許可を要する規模以上となる場合は、許可が必要です。

Q3-10 本体工事に伴い、一時的に仮置きするものは、許可の対象になりますか。

A. 本体工事の施工に付随して行われる土石の堆積にあつては、当該工事の期間中に限り、以下の（１）～（３）の全てを満たす場合に許可が不要となります。

（１）当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石であること

（２）当該工事の現場又はその付近に堆積すること

（３）当該工事にかかる主任技術者により当該工事の管理と併せて一体的に管理されること

ただし、当該工事の完了後にも、なお土石の堆積を継続する場合には、この土石の堆積は許可の対象となります。

Q3-11 工場の敷地内において原材料となる土石を堆積する場合、どのようなものが規制対象となりますか。

A. 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積は、規制対象とならないものと考えます。

また、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、規制対象となるものと考えます。

Q3-12 規制区域の指定時（令和7年5月1日）に行われている工事として届出を行った盛土等について、届出内容（面積、高さ、土量など）に変更がある場合には、許可が必要となりますか。

A. 届出の内容を超えて行われる盛土等は、届出の範囲を超えた部分が許可対象規模となる場合に許可が必要となります。土石の堆積であれば、届出の最大堆積規模を超えた部分が許可対象規模となる場合又は届出の堆積期間を超えて堆積する場合が該当します。

また、当該許可に必要なとなる盛土等の審査について、提出されている届出の範囲の盛土等は基本的に審査対象とはなりません。届出の範囲を超えた部分である許可対象の盛土等が、届出の範囲の盛土等と一体性が認められる場合には、届出の範囲の盛土等も含めた一体的な盛土等として審査することになります。

4.他法令との関係について

【都市計画法による開発許可に関して】

Q4-1 盛土規制法の運用開始（令和7年5月1日）以降に開発許可を受ける予定ですが、盛土規制法に関する手続きは必要ですか。

A. 盛土規制法の許可対象規模に該当する工事について、令和7年5月1日以降に開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。（みなし許可）

そのため、盛土規制法に基づく許可申請手続きは不要ですが、盛土規制法の規定（Q4-2参照）も適用されることとなるため、ご注意ください。

開発許可によるみなし許可において適用される盛土規制法の規定の詳細は、「許可申請の手引き【事務手続き編】」の1.3項の表1.4をご確認ください。

Q4-2 みなし許可となった場合、盛土規制法に基づく標識の掲示や中間検査、定期報告は必要となりますか。〔初版修正〕

A. 「みなし許可」となった場合、盛土規制法の許可を受けたものと同様に取り扱われ、盛土規制法に基づく標識の掲示や中間検査、定期報告の手続きが必要となります。

ただし、中間検査及び定期報告については、対象となる規模の場合必要となります。中間検査及び定期報告の対象となる規模については、Q5-1をご確認ください。

【建築基準法による確認申請をする場合の手続きについて】

Q4-3 盛土規制法に係る建築確認申請前のチェックはどのようにすればよいですか。〔初版修正〕

A. 申請者によるチェックフローを下記ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenchikujutaku/kurashi/shakaikiban/morido-kakunin.html>

一般的には、チェックフローのとおりですが、必要に応じて自己申告シートの活用も可能です。

なお、自己申告シートは、以下のいずれかに該当する場合において、審査機関の求めに応じ、確認申請書の添付資料として活用することも可能です。

・盛土又は切土を一切行わない場合

・敷地面積の合計が 500 平方メートル以下かつ盛土又は切土の高さが 2m 以下であって、造成工事をする前後の標高の差が 30cm を超えない工事である場合

自己申告シートについては、下記ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/morido-taisaku/shigoto/kokyojigyo/20251204114140.html>

Q4-4 盛土規制法の許可と建築確認の手続きはどのような流れになりますか。〔第2版追加〕

A. 盛土規制法の許可と建築確認申請の手続きの基本的な流れは、以下のとおりとなります。

また、工事の内容によって異なる可能性もありますので、個別にご相談ください。

(※建築確認申請に関することは、建築確認審査機関へご相談ください。)



Q4-5 森林法の林地開発許可の手続きと、盛土規制法の手続きのどちらにも該当する場合、どちらの手続きも必要となりますか。〔第2版追加〕

A. 盛土規制法のみなし許可となるのは、都市計画法に基づく開発許可を受けた場合のみです。

林地開発許可の手続きと盛土規制法の手続きが必要となる場合は、両方の手続きが必要となります。

5.中間検査・定期報告に関して

Q5-1 中間検査や定期報告が必要となる規模はどのようなものですか。

A. 中間検査が必要になるのは、下表に掲げる規模に該当し、かつ、当該工事に「特定工程」を含む場合です。

※「特定工程」とは、盛土をする前の地盤又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程です。

定期報告に関しては、下表に掲げる規模に該当するものについて、当該工事が完了するまでの間、3ヶ月ごとに工事の実施状況を報告する必要があります。

詳しくは、「許可申請の手引き【事務手続き編】」の5.2.2 中間検査、5.2.3 定期報告をご確認ください。

区域	行為	中間検査		定期報告	
		対象規模	対象工程	対象規模	報告事項
宅地完成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖を生ずるもの ④ 盛土で高さ5m超 ⑤ 30cmを超える盛土又は切土の面積が3,000㎡超	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	同左	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留めの施行状況
	土石の堆積 一時的な	—	—	① 最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超 ② 最大時に堆積する面積が3,000㎡超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除去された土石の土量を含む）
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	許可対象全て	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	許可対象全て	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留めの施行状況
	土石の堆積 一時的な	—	—	許可対象全て	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除去された土石の土量を含む）

Q5-2 中間検査を受検し忘れた場合、完了検査を受検することができないのでしょうか。

A. できません。中間検査では、完了検査で直接確認できない部分の検査を行いますので、必ず受検してください。対象工事が終了したら、4日以内に中間検査の申請が必要です。

Q5-3 中間検査を受検すれば、次の工事工程を進めてよいのでしょうか。

A. 中間検査を受検し、中間検査合格証を交付された後に、特定工程後の工程（排水施設の周囲を採石その他の資材で埋設する工程）に進むことができます。

Q5-4 定期報告はいつの時点から3か月ごとに必要ですか。

A. 許可日から3か月ごとになります。

6.完了検査に関して

Q6-1 建築目的の造成の場合、盛土規制法の完了検査の申請は建物竣工時になるのでしょうか。

A. 盛土規制法の許可に関わる工事が完了したときに完了検査の申請が必要です。
工事が完了した日から4日以内に申請してください。

7.その他

Q7-1 宮崎県内に造成宅地防災区域を指定している区域はありますか。

A. 宮崎県内では、造成宅地防災区域を指定している区域はありません。

Q7-2 大臣認定擁壁を使用することは可能ですか。[第2版追加]

A. 大臣認定擁壁を使用する際は、仕様書を参照のうえ、現地の地盤の状況などに適合しているかをご確認ください。

また、許可申請には、認定書と計画条件が認定条件を満足していることがわかる資料を添付してください。